



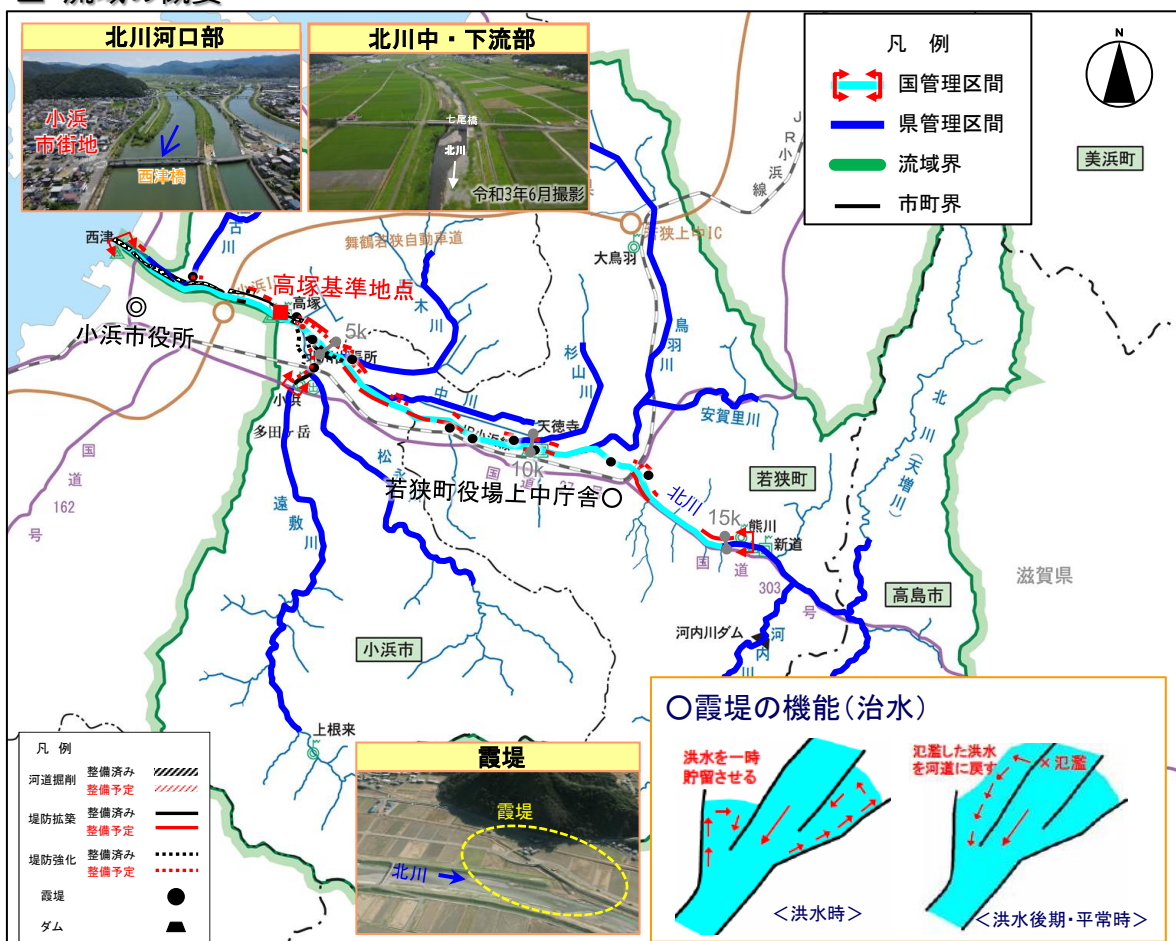
北川水系北川等の 特定都市河川の指定に向けて

令和8年3月
福井河川国道事務所

北川流域の概要

- 北川は、日本海（若狭湾）に注ぐ幹川流路延長30.3km、流域面積210.2km²の一級河川で、国管理区間では遠敷川、野木川など6河川が流入。
- 流域は、小浜市、若狭町、高島市の2市1町で構成され、**下流部沿川は家屋連担区域で役場等の重要施設も立地。**
- 河川では河川整備計画に基づき、河道掘削や水位低下方策等の**流下能力向上**、堤防拡築や浸透・侵食に対する堤防強化等の**堤防整備**、維持掘削や樹木伐採による流下能力の維持、**霞堤を活かした治水機能の維持**などにより、**治水安全度向上を推進。**
- 流域では田んぼダムや森林保全等による**流出抑制**、輪中堤や避難路の整備などの**流域対策を推進。**

流域の概要



流域の主な河川整備、流域治水の取組

河道掘削 (Channel Excavation)
 北川 (Kitakawa River)
 小浜市府中地区 令和2年8月撮影 (Shimabara City Fuchū District, August 2020 photo)
 北川 (Kitakawa River)
 小浜市府中地区 令和3年2月撮影 (Shimabara City Fuchū District, February 2021 photo)

堤防整備 (Dike Maintenance)
 遠敷川 (Tōshū River)
 小浜市国分地区 令和4年8月撮影 (Shimabara City Kunibu District, August 2022 photo)
 遠敷川 (Tōshū River)
 小浜市国分地区 令和5年3月撮影 (Shimabara City Kunibu District, March 2023 photo)

田んぼダム (Paddy Field Dam)
 畦畔補強 (Field bank reinforcement)

森林保全 (Forest Conservation)
 本数調整伐(間伐) (Thinning)
 丸太筋工 (Log processing)

輪中堤整備 (Ryūchūdi Maintenance)
 江古川 (Egogawa River)

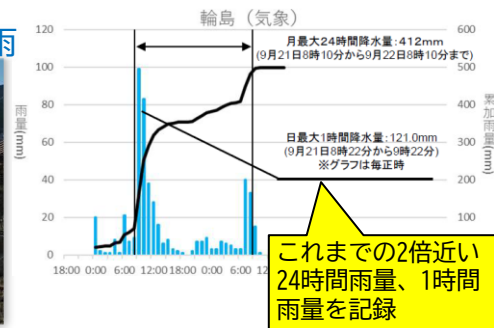
避難路整備 (Evacuation Route Maintenance)
 排水樹改良 (Drainage tree improvement)

気候変動による水災害の激甚化・頻発化

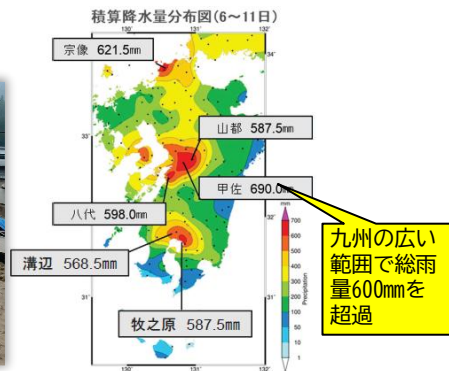
- 短時間強雨の発生が増加や台風の大型化等により、近年は浸水被害が頻発しており、今後さらに気候変動による**水災害の激甚化・頻発化が予想されることから「流域治水」への転換が必要。**
- 北川流域でも、近年複数の洪水における霞堤区間の氾濫や、平成25年9月には野木川で堤防が決壊するなど、大雨による甚大な被害が発生。気候変動による水害リスクに備えるためには、北川流域で**特定都市河川指定の活用を行い、「流域治水」をさらに進めていく必要がある。**

■ 近年の主要な水災害

令和6年9月21日からの大雨



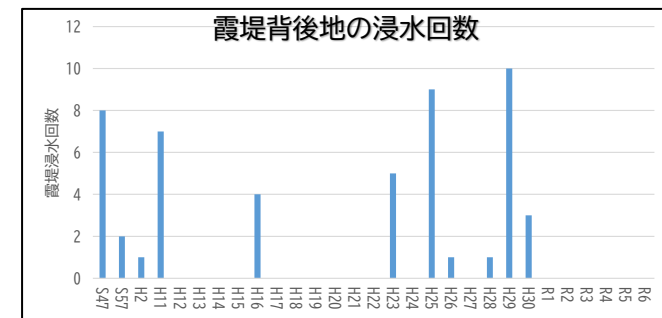
令和7年8月6日からの大雨



■ 北川における近年の主な被害



○ 霞堤背後地の浸水状況



■ 流域治水の推進

流域治水:流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策

氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・堤防整備、河道掘削や引堤
- ・ダムや遊水地等の整備
- ・雨水幹線や地下貯留施設の整備
- ・利水ダム等の洪水調節機能の強化

これまでの対策の加速化 (行政)



被害対象を減少させるための対策

- ・居住の誘導(高台への移転等)
- ・建築物構造の工夫(ピロティ化等)

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

- ・浸水ハザード情報の提供 等
- さらなる対策 (行政+住民+企業)

■ 気候変動による降雨量等の増大

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2℃上昇時	約1.1倍	約1.2倍	約2倍
4℃上昇時	約1.3倍	約1.4倍	約4倍

特定都市河川浸水被害対策法改正の概要

- 特定都市河川浸水被害対策法は、都市部を流れる河川の流域において浸水被害が頻発していたことから、都市部の河川流域における浸水被害対策の新たなスキームとして平成15年に制定。
- 近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化していることを受けて、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組みとして、令和3年に改正された。

■ 特定都市河川浸水被害対策法の全体像

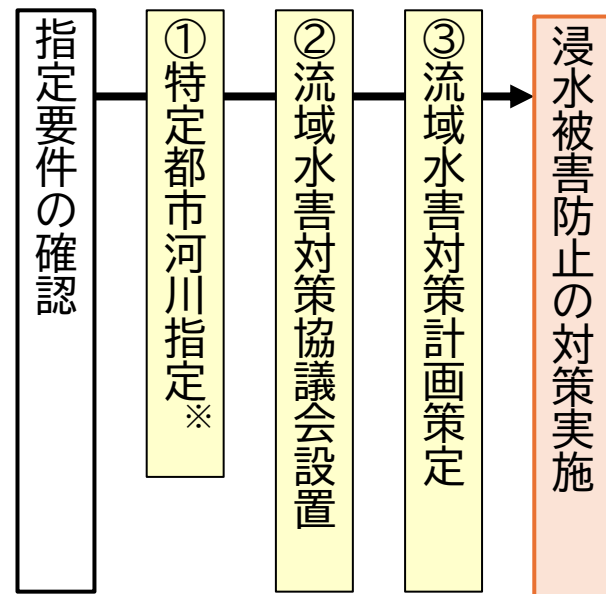
平成15年制定時の主な制度

対象：市街化率が約5割以上の都市部を流れる河川等。

- ・流域水害対策計画の策定
- ・河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備
- ・保全調整池の指定
- ・雨水浸透阻害行為の許可等



■ 特定都市河川指定から対策実施までの流れ



- ※指定に伴い必要となる事務
- ・雨水浸透阻害行為の許可
 - ・基準降雨の公示（県）

特定都市河川の指定によってできること

計画に基づくハード対策の加速化

- ✓ 流域水害対策計画に位置付けた**ハード対策に予算を重点措置**
- ✓ 下水道管理者等による貯留施設の整備やソフト対策等の充実、雨水貯留浸透施設の整備の**交付対象要件の緩和**

雨水流出の抑制

- ✓ 自治体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備への**補助率嵩上げ**や**認定制度（補助、税減免）**による支援
- ✓ 一定規模以上の**雨水浸透阻害行為（開発等）**に対する**対策の義務付け**

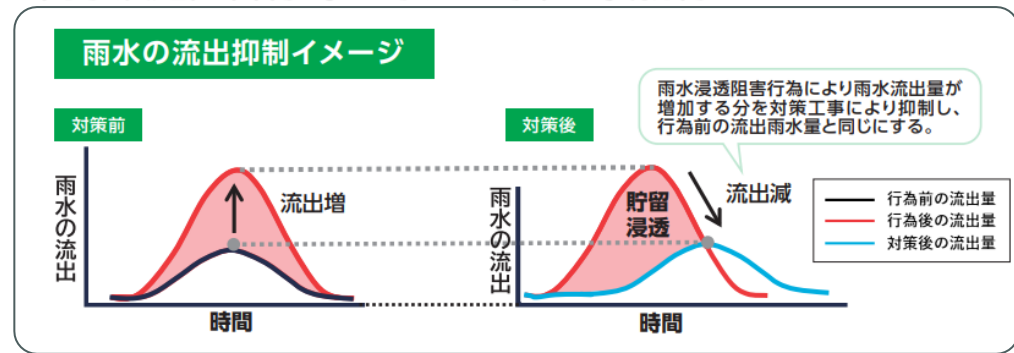
流域における貯留機能の保全

- ✓ 洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地等を「貯留機能保全区域」に指定し**開発時の届出を義務付け**（所有者には税減免により負担軽減）

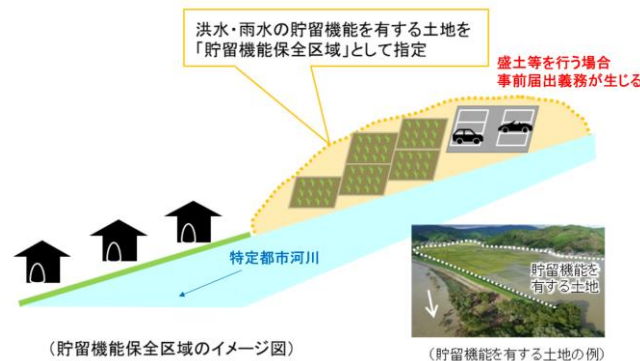
水害リスクを減らすまちづくり、住まい方の工夫

- ✓ 浸水が発生した場合に生命や身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域を「浸水被害防止区域」に指定し、**住宅や要配慮者施設等の安全対策の確認（許可制度）**や、**移転等を支援**

■ 雨水浸透阻害行為に対する対策の義務付け



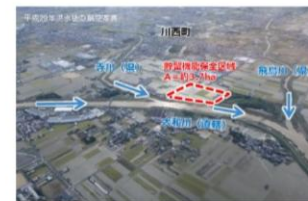
■ 貯留機能保全区域のイメージ



雨水浸透阻害行為の対策イメージ



【先行事例】 貯留機能保全区域の指定～大和川流域～



その土地が元来有している貯留機能を阻害するおそれのある行為（盛土等）に対して届出により事前に把握するとともに、必要な助言・勧告を行い、土地の貯留機能を保全するために制限

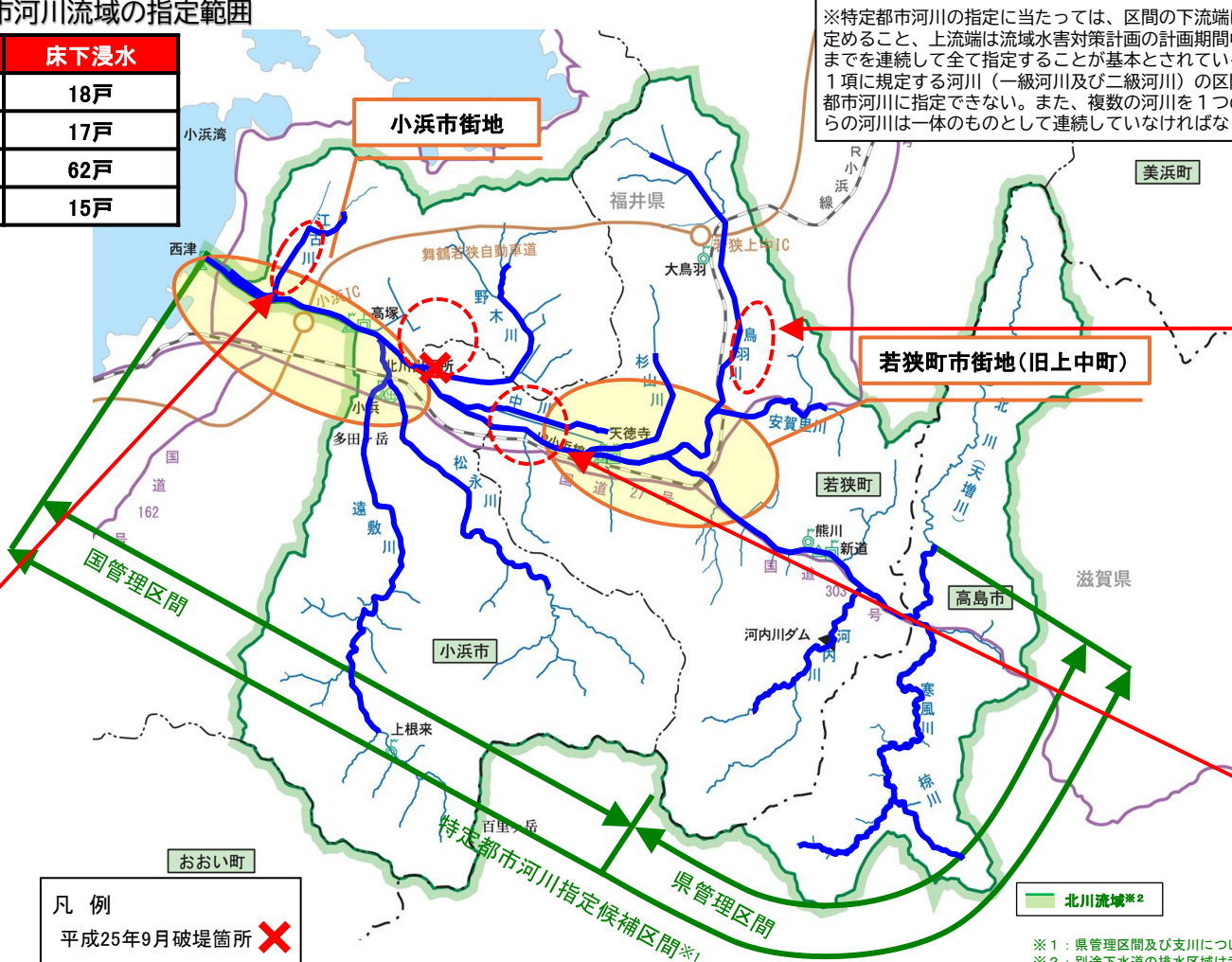
※土地所有者の同意を得て、令和6年7月30日に奈良県が指定。

北川における特定都市河川指定の候補区間

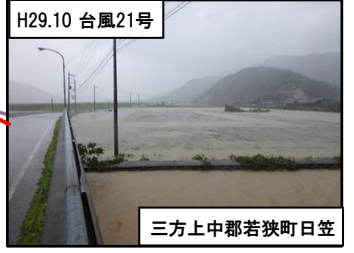
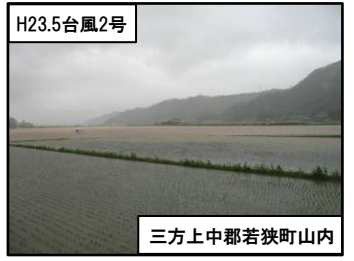
- 北川流域では、主に小浜市街地を流れる下流部から若狭町域を貫流する中流部にかけて、霞堤区間や平成25年台風第18号で決壊した支川野木川を含め、**流域全体で大雨による甚大な被害が発生していることから、北川本川（国管理区間・県管理区間）及び北川の支川（国管理区間・県管理区間）※**について、特定都市河川の指定に向けた調整を行う。
- 流域治水に係る施策を講じる区域である特定都市河川流域は、指定区間の最下流端に係る**集水域**（降った雨が集まる範囲）、**下水道の排水区域**（他流域から流入する場合は算入。他流域に排水する場合は除外）、**流域外の氾濫想定区域**（当該範囲の雨水浸透阻害行為は許可の対象外）が対象となることから、**北川流域全体が特定都市河川流域の対象**となる。

特定都市河川及び特定都市河川流域の指定範囲

浸水年月	床上浸水	床下浸水
H16年10月	1戸	18戸
H23年5月	1戸	17戸
H25年9月	40戸	62戸
H29年10月	0戸	15戸



※特定都市河川の指定に当たっては、区間の下流端は浸水被害の防止の観点から適切に区間を定めること、上流端は流域水害対策計画の計画期間中に整備（維持管理を含む）を見込む区間までを連続して全て指定することが基本とされている。また、指定できる区間は河川法第3条1項に規定する河川（一級河川及び二級河川）の区間に限られており、準用河川の区間は特定都市河川に指定できない。また、複数の河川を1つの特定都市河川として指定する場合、これらの河川は一体のものとして連続していなければならない。

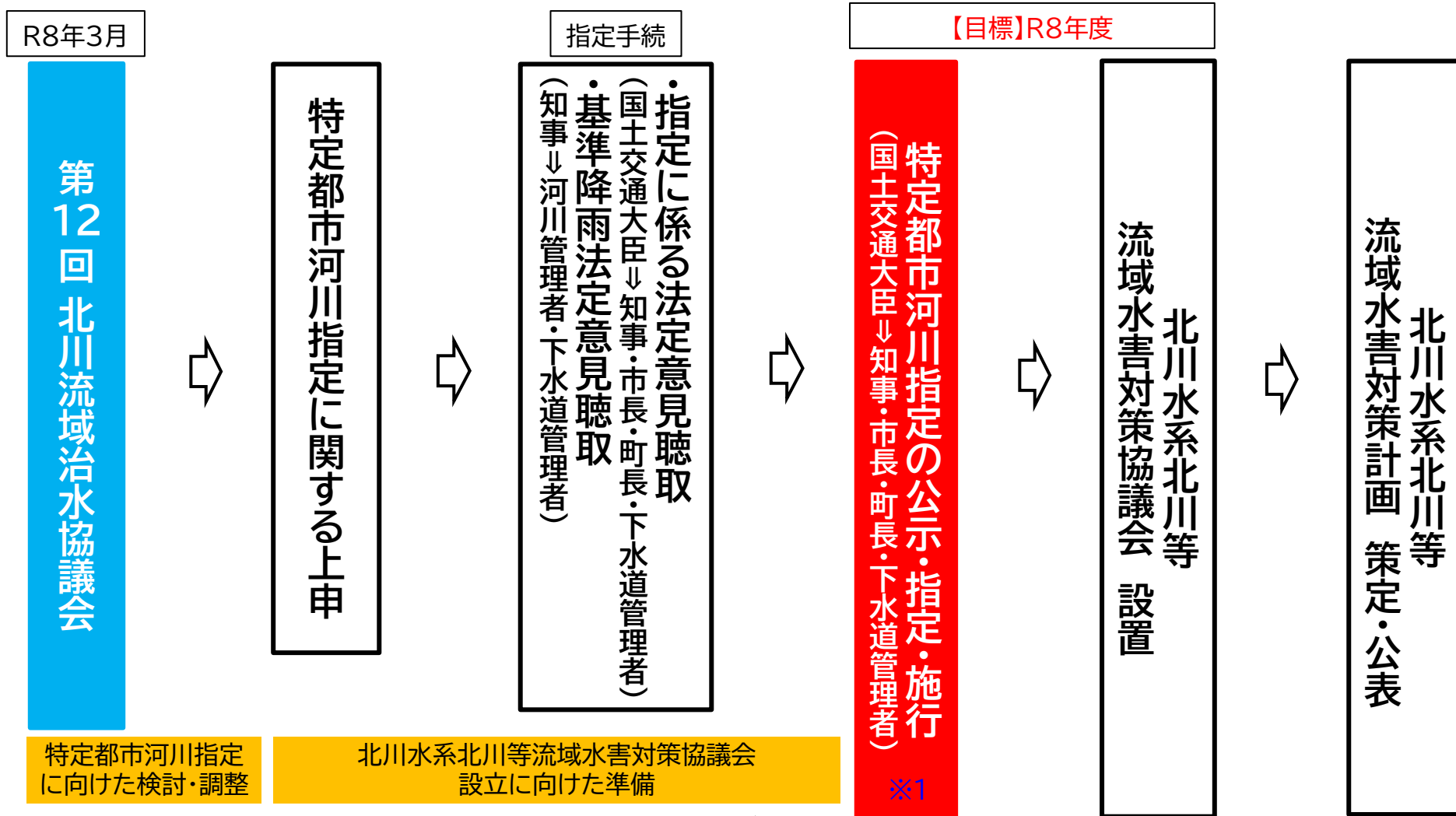


凡例
平成25年9月破堤箇所 **X**

※1：県管理区間及び支川については県と今後調整
※2：別途下水道の排水区域は考慮

北川特定都市河川の指定に向けたスケジュール(案)

- 令和8年度中の特定都市河川指定に向けて、特定都市河川の指定に向けた検討を行う。
- 特定都市河川指定後は、流域水害対策協議会を設置し、流域水害対策計画の策定に向けた検討を行う。



※1 流域内住民等に対し、法的枠組みの趣旨について十分な周知期間を設けるうえで、指定から一定期間を空けて施行する場合がある。

住民・関係者への周知